

○雲南市社会福祉法施行細則

平成25年3月28日

規則第19号

改正 平成27年9月30日規則第41号

平成29年4月1日規則第21号

令和2年8月1日規則第52号

令和3年1月14日規則第1号

令和4年3月23日規則第19号

雲南市社会福祉法施行細則（平成20年雲南市規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行に関し、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設立認可申請）

第2条 法第31条第1項の規定による社会福祉法人の設立の申請は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（定款変更認可申請）

第3条 法第45条の36第2項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可の申請は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（定款変更届）

第4条 法第45条の36第4項の規定による社会福祉法人の定款の変更の届出は、社会福祉法人定款変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（解散認可又は認定申請）

第5条 法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定の申請は、社会福祉法人解散認可・認定申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（解散届）

第6条 法第46条第3項の規定による社会福祉法人の解散の届出は、社会福祉法人解散届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（合併認可申請）

第7条 法第50条第3項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可の申請は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（様式第6号）を市長に提出するものとし、法第54条の6第2項の規定による社会福祉法人の新設合

併の認可の申請は、社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（社会福祉充実計画の申請等）

第8条 次の各号に掲げる申請等の様式は、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 法第55条の2第1項の規定による社会福祉充実計画の承認申請 社会福祉充実計画の承認申請について（様式第8号）

(2) 法第55条の3第1項の規定による社会福祉充実計画の変更承認申請 承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について（様式第9号）

(3) 法第55条の3第2項の規定による社会福祉充実計画の変更届 承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について（様式第10号）

(4) 法第55条の4の規定による社会福祉充実計画の終了承認申請 承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について（様式第11号）

（第二種社会福祉事業の届出）

第9条 法第69条第1項の規定による第二種社会福祉事業（法第2条第3項第2号に掲げる放課後児童健全育成事業及び雲南市の区域内で行われる同項第11号に掲げる隣保事業に限る。以下同じ。）の開始の届出は、第二種社会福祉事業開始届（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 法第69条第2項の規定による第二種社会福祉事業の変更又は廃止の届出は、第二種社会福祉事業施設変更届（様式第13号）又は第二種社会福祉事業廃止届（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（報告の徴取）

第10条 第二種社会福祉事業を行っている者（市が行っている場合は除く。）は、毎会計年度終了後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施状況報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

（社会福祉連携推進法人の認定申請）

第11条 法第125条の規定による社会福祉連携推進法人の認定の申請は、社会福祉連携推進認定申請書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

（社会福祉連携推進法人の定款の変更申請）

第12条 法第139条第1項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変更の申請は、定款変更認可申請書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

（社会福祉連携推進法人の定款の変更の届出）

第13条 法第139条第3項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変

更の届出は、定款変更届出書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

（社会福祉連携推進方針の変更の認定申請）

第14条 法第140条の規定による社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定の申請は、社会福祉連携推進方針変更認定申請書（様式第18号）を市長に提出するものとする。

（社会福祉連携推進法人の代表理事の選定認可及び解散認可）

第15条 法第142条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可の申請は、代表理事の（選定・解職）に係る認可申請について（様式第19号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の雲南市社会福祉法施行細則の規定により提出又は交付されている認可申請書その他書類は、改正後の雲南市社会福祉法施行細則により提出又は交付されている認可申請書その他書類とみなす。

附 則（平成29年4月1日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の雲南市社会福祉法施行細則の規定により提出又は交付されている認可申請書その他書類は、この規則による改正後の雲南市社会福祉法施行細則により提出又は交付されている認可申請書その他書類とみなす。

附 則（令和2年8月1日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月14日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の雲南市社会福祉法施行細則の規定により提出又は交付されている認可申請書その他書類は、改正後の雲南市社会福祉

法施行細則により提出又は交付されている認可申請書その他書類とみなす。

附 則（令和４年３月２３日規則第１９号）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の雲南市社会福祉法施行細則の規定により提出又は交付されている認可申請書その他書類は、改正後の雲南市社会福祉法施行細則により提出又は交付されている認可申請書その他書類とみなす。